

# オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成28年1月18日

支出負担行為担当官

東京法務局長 加藤 朋 寛

## 1 見積依頼に付する事項

- (1) 工事名 東京法務局港出張所加圧給水ユニット更新工事
- (2) 工事場所 東京都港区東麻布2-11-11
- (3) 工事内容 本工事は、東京法務局港出張所地下2階機械室に設置された既存加圧給水ユニットを解体して、適法に撤去・処分し、新たに加圧給水ユニットを設置するものである。
- (4) 工期 平成28年3月31日(木)まで

## 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本工事の業種区分において、法務省の平成27・28年度における建築一式工事に係るD等級以上又は管工事の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 契約の相手方として不適当ではなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

### ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして

いるとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒102-8225

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎6階

東京法務局総務部会計課施設係（担当 小林）

電話 03-5213-1258（直通） FAX 03-5213-1377

4 説明書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎6階

東京法務局総務部会計課施設係

(2) 交付期間

公告の日から平成28年1月28日(木)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く)。

5 事前提出書類の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格決定通知書(法務省一般競争参加資格)」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書(役員等名簿添付)」

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

(3) 提出場所

上記3のとおり

(4) 提出期限

平成28年1月28日(木)午後5時00分まで

6 見積書の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 提出方法  
持参又は郵送により行うものとする。
- (2) 提出場所  
上記3のとおり
- (3) 提出期限  
持参による場合 平成28年1月28日(木)午後5時00分まで  
郵送による場合 平成28年1月28日(木)午後5時00分必着

7 見積合わせの日時

平成28年1月29日(金)午前9時30分

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行本店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行本店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1以上とする。

11 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約の相手方は契約書の作成を要する。
- (3) 参加を希望する者は、上記5に示す資格審査結果通知書等を指定期日までに提出すること。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
- (5) 詳細は東京法務局オープンカウンター方式実施要領及び見積依頼説明書による。

以上